

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成29年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては6月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」6月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・平成29年6月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課
鈴木(勇)、鈴木(理)

電話：045-671-2568

FAX：045-664-9533

住宅工事の点検商法にご注意!

「無料で点検します」と言葉巧みに訪問し、不安を煽って、屋根や床下などの工事を次々に勧誘するトラブルが多発しています。

- 「屋根が歪んでいる」と言われ修理したら、「土台が腐っているのが本当の原因。すぐ直さないと危険」と、高額な工事を次々に契約させられた。
- 「床下換気扇の点検」と事業者が来訪。「床が腐食している」と、保護材、調湿剤、防カビ工事をさせられた。

梅雨時や秋の長雨の前に同類の
トラブルが目立ちます！
工事をする際は、複数社から見
積りを取って慎重に検討を！

